

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

被告人本人の上告趣意書は、原判決に不服がある旨の記載をとどめるのみで、上告理由の具体的な明示を欠くから、刑訴規則二四〇条所定の方式に違反し、不適法である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項二号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一〇月二四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	関	根	小	郷	
裁判官	天	野	武	一	
裁判官	坂	本	吉	勝	
裁判官	高	辻	正	己	